

公立大学法人前橋工科大学授業料等徴収規則

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規則第85号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）が設置する前橋工科大学（以下「本学」という。）の入学検定料、入学料、授業料及び博士学位論文審査料（以下「授業料等」という。）の額並びに徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の額)

第2条 法人において徴収する授業料等の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、前橋工科大学学則（平成25年規則第2号）第15条第3項第2号及び前橋工科大学大学院学則（平成25年規則第3号）第18条第3項第2号に規定する単位互換履修学生となる者の授業料等は、徴収しない。

(入学検定料の徴収)

第3条 入学検定料は、入学願書の提出の際に徴収する。ただし、本学大学院の博士前期課程を修了する見込みの者で、引き続き本学大学院の博士後期課程への入学を志願するものに係る入学検定料は、徴収しない。

(入学料の徴収)

第4条 入学料は、入学の手続の際に徴収する。ただし、本学大学院の博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院の博士後期課程に入学する者に係る入学料は、徴収しない。

(授業料の徴収)

第5条 授業料は、前期及び後期の2期に区分し、前期分については4月30日までに、後期分については10月31日までに、それぞれ年額の2分の1に相当する額（月額又は1単位当たりの額をもって定められている授業料にあつては、当該期に係る授業料の合計額）を徴収する。ただし、理事長は、特別の事情がある場合においては、徴収の時期を変更することができる。

(博士学位論文審査料の徴収)

第6条 博士学位論文審査料は、博士学位論文の審査の申請を受理する際に徴収する。ただし、本学の博士後期課程において所定の単位を修得する見込みの者又は所定の単位を修得して退学し、その翌日から1年を経過しない者については、博士学位論文審査料は、徴収しない。

(休学等の場合の授業料)

第7条 前期又は後期の途中で休学し、停学し、又は転学した者から徴収する当該期分の授業料の額は、全額とする。

2 停学を命ぜられた学生は、当該処分があった日又は当該処分の解除があった日の属する期分の授業料を納付しなければならない。

3 休学が前期又は後期の全期間にわたるときは、その期分の授業料は、徴収しない。

4 前期で学位を授与された学生については、授業料の徴収は、前期のみとし、後期の授業料は、徴収しない。

(退学及び除籍の場合の授業料)

第8条 退学を許可され、又は命ぜられた学生は、退学した日の属する期分の授業料を納付しなければならない。

2 除籍を命ぜられた学生に係る未納の授業料は、徴収しない。

(授業料未納者に対する処置)

第9条 理事長は、授業料を所定の期日までに納付しない者（次項において「未納者」という。）に対し、督促を行うものとする。

2 学長は、未納者が前項に規定する督促を行っても、なお納付しないときは、その受講を停止し、又は除籍することができる。

(授業料及び入学料の減免等)

第10条 理事長は、経済的理由その他特別の理由により授業料若しくは入学料の納付が困難と認められる者又は特に必要があると認める者に対し、入学料については減免を、授業料については減免、分割徴収又は徴収猶予をすることができる。

(既納金の不返還)

第11条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返還するものとする。

(1) 学部の入学者選抜において、出願書類等による選抜（以下この号において「第一段階選抜」という。）を行い、その合格者に限り本学が実施する学力検査その他による選抜を行う場合で、第一段階選抜により不合格となったとき。 13,000円

(2) 出願書類の提出を受けた後に、大学入学共通テスト（独立行政法人大学入試センター法(平成11年法律第166号)第13条第1項第1号の試験をいう。）の受験科目の不足若しくは特別選抜に係る履修科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合又は出願期間後に出願書類の提出があった場合 その入学検定料に相当する額

(3) 入学検定料を納付した者が出願しなかった場合 その入学検定料に相当する額

(4) 入学料を納付した者が入学手続をしなかった場合 その入学料に相当する額

(5) その他理事長が特に必要と認める場合 理事長が認める額

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、授業料等の額及び徴収に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月27日規則第141号）

この規則は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第15号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第3号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後に総合デザイン工学科に在学する者の授業料に係る別表第1の規定の適用については、同表中「535,800円」とあるのは、「401,800円」とする。

別表第1（第2条関係）

区分		授業料		入学料		入学検定料
				前橋市民	前橋市民以外の者	
学部	学生	年額	535,800円	141,000円	282,000円	17,000円
	編入学生					30,000円
	再入学生					
	転入学生					
	科目等履修生	1単位	14,800円	14,100円	28,200円	9,800円
	研究生	月額	29,700円	42,300円	84,600円	9,800円
	特別履修学生	1単位	14,800円	—	—	—
大学院	学生	年額	535,800円	141,000円	282,000円	30,000円
	再入学生					
	科目等履修生	1単位	14,800円	14,100円	28,200円	9,800円
	研究生	月額	29,700円	42,300円	84,600円	9,800円
	特別履修学生	1単位	14,800円	—	—	—

備考 前橋市民の欄に掲げる入学料の額は、入学する者又はその配偶者若しくは1親等の親族が入学の年の4月1日において引き続き1年以上前橋市に住所を有している場合の当該入学する者について適用する。

別表第2（第2条関係）

博士学位論文審査料	57,000円
-----------	---------